

## 議案第 89 号

### 前橋市営住宅管理条例の改正について

令和 4 年 9 月 1 日 提出

前橋市長 山 本 龍

### 前橋市営住宅管理条例の一部を改正する条例

前橋市営住宅管理条例（平成 9 年前橋市条例第 53 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 号を加える。

- (5) 親族等 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 725 条に規定する親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）又は児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 27 条第 1 項第 3 号の規定により同法第 6 条の 4 に規定する里親に委託されている児童をいう。

第 5 条第 2 号中「親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）」を「親族等」に改め、同条第 5 号中「親族」を「親族等」に改める。

第 7 条の 2 並びに第 14 条第 1 項及び第 3 項中「親族」を「親族等」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。